

犬の登録と狂犬病予防集合注射

生活安全課 ☎82319208
☎82317927



生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられており、役場から交付された鑑札と注射済票は飼い犬に付けておかなければなりません。

平成25年度の実施日程は次のとおりです。

※犬を制止できる人がお連れください。混雑が予想されますので、会場では誘導員の指示に従ってください。

※犬の健康状態などに不安がある場合は、かかりつけの動物病院に相談し、狂犬病予防注射を受けてください。

持参物◆必要事項を記入した通知はがき(4月下旬送付)手数料(1頭あたり)◆未登録の犬6,050円
登録済の犬3,050円

※料金は釣り銭の要らないよう準備してください。

平成25年度狂犬病予防注射巡回日程

日程	場所	時間
5月23日(木)	海田東公民館	9:30~10:30
	国信会館	10:50~11:10
	ひまわりプラザ	11:30~11:50
	福祉センター	13:20~13:40
	保健センター	14:00~14:40
5月24日(金)	砂走自治会館	9:30~9:50
	山畝会館	10:10~10:30
	県営石原集会所	10:50~11:10
	海田児童館	11:30~11:50
	町立図書館	13:20~13:40
	東自治会館	14:00~14:20
	西自治会館	14:40~15:00

屋外広告物について

都市整備課 ☎82319634
☎82319203

町内で看板、はり紙、広告塔などの屋外広告物を表示・設置しようとするときは、広島県屋外広告物条例に基づき、許可を受けなければなりません。ただし、表示または設置できない場所や物件、許可申請の必要のない広告物、広告の大きさや高さの基準がありますので、事前に確認してください。



主な屋外広告物の種類◆

種類	内容
平看板	木または金属などの耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、または建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面が板状で、一面または二面(板の両面)に平面的に表示するもの。
広告塔	木または金属などの耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、または建造物その他の物件を利用して取り付けられ、表示面を含む構造物が角柱および筒形など立体的なもの。
電柱広告	電柱・街灯柱およびアーチ、アーケードの支柱などを利用して表示するもの。
はり紙	紙などに印刷または手書きされたもので、建物などにはり付けて表示するもの。

資源物回収状況

生活安全課(環境センター)
☎82314601(FAX兼用)

空き瓶・空き缶・紙類・牛乳パックなどの資源物を毎月1回、回収し、資源再利用を促進しています。

平成24年度の資源物の回収量は、合計で900トンにもなり、売り払い金額はおよそ780万円になりました。

資源リサイクルは、一人ひとりの正しい出し方に支えられています。

また、リデュース(ごみそのものを減らす)・リユース(繰り返し使う)と合わせて3R運動にも取り組んでいきます。これからも皆さんのご協力をお願いします。



種別	回収量(kg)
スチール	31,100
アルミ	41,230
ガラス瓶	173,830
ペットボトル	36,700
新聞	259,890
雑誌	122,220
ダンボール	128,350
布類	102,880
牛乳パック	4,080
合計	900,280

下水道事業受益者負担金

受益者申告書の提出は、5月31日まで

下水道処理開始区域になると、処理区域内のすべての土地について、受益者負担金が賦課されます。この負担金は、税金とは異なり、一度だけ負担していただくもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

金額◆所有されている土地または権利のある土地の面積に、単位負担金(1㎡当たり460円)を乗じた額

納付方法◆次のどちらかの方法で納めてください。

①5年間(10回)の分割納付
納期 第1期 8月1日~31日
第2期 来年2月1日~28日

②一括納付
納期 初年度の8月1日~31日

※一括納付の場合、負担金額に応じて報奨金(上限5万円)を交付します。

計算例◆148.5㎡(約45坪)の土地を所有している場合
148.5㎡×460円≒6万8,300円(100円未満端数切り捨て)

減免と猶予◆受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況などにより、減免や一定期間徴収を猶予できる場合があります。申請制ですので、対象者は5月に送付する申請書により申請してください。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。

下水道課では、受益者等を確認するため、5月初めに受益者申告書を送付します。申告書は、平成25年1月1日現在の登記簿に記載されている土地の所有者に送付されます。土地の所在、地積などを確認し、5月31日までに同封の返信用封筒で返送してください。

所有者などの変更がある場合は「受益者変更届」を、猶予・減免の対象となる土地があれば「猶予申請書」「減免申請書」を併せて提出してください。

なお、申告書を5月31日までに提出していない場合は、内容に相違ないものとして受益者負担金を決定いたします。

減免◆

減免の対象となる土地	減免率
公立・私立の小・中・高等学校・幼稚園・保育所	75%
官公庁庁舎、境内地(寺院)	50%
国・県の職員宿舎、水道企業等に供している土地、鉄道用地など	25%
道路敷、公園敷、下水道敷、河川敷、水路敷、消防の用に供する貯水施設、墓地、公道から公道に抜ける私道敷、急傾斜地、保安林、自治会館、踏切敷、生活保護法による扶助世帯、町道および都市計画道路予定地で、地積測量を終えた土地	100%

猶予◆

猶予の対象となる土地	猶予期間
農地、雑種地	10年以内
洗車施設を整備していない駐車場	2年以内
他人の土地を使用しなければ、下水を公共下水道に流入させることが困難な土地	実情に応じて町長が決定する期間
受益者が震災、風水害、火災その他の災害を受けた、または盗難にあったとき 受益者が病気にかかり、または負傷による長期療養を必要とするとき	実情に応じて2年以内

下水道課 ☎82319211
☎82319203

海田町の刊行物を販売しています

ふるさと館 ☎823-8396
☎823-8467

ふるさと館では、海田の歴史に関するさまざまな刊行物を販売しています。スタートの春、海田の歴史にふれてみませんか?

- ◆『海田町史/資料編』2,500円
- ◆『海田町史/通史編』2,500円
(値下げ販売中/セットで4,500円)
- ◆『ふるさと百景』2,000円
町内の文化財を絵と文で紹介。
- ◆『続・海田のむかしばなし絵本』
(4冊1組/2,000円)
※『竜王神社の池』『結ばれたひも』『不思議な馬』『楠谷のおじぞうさん』昔話4話を収録。
- ◆『海田の文化財と行事』500円
※町内の文化財と行事を写真と文で紹介。
- ◆『ふるさと散策マップ集』500円
※町内の文化財を地区ごとにマップと写真・文章で紹介。
- ◆『海田かるた』1,000円
※海田町のさまざまな風物を読み句と絵札で紹介。
なお、これらは、生涯学習課・海田公民館・海田東公民館・図書館でも販売しています。
[見本がふるさと館にありますのでご覧ください]

